

今帰仁村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

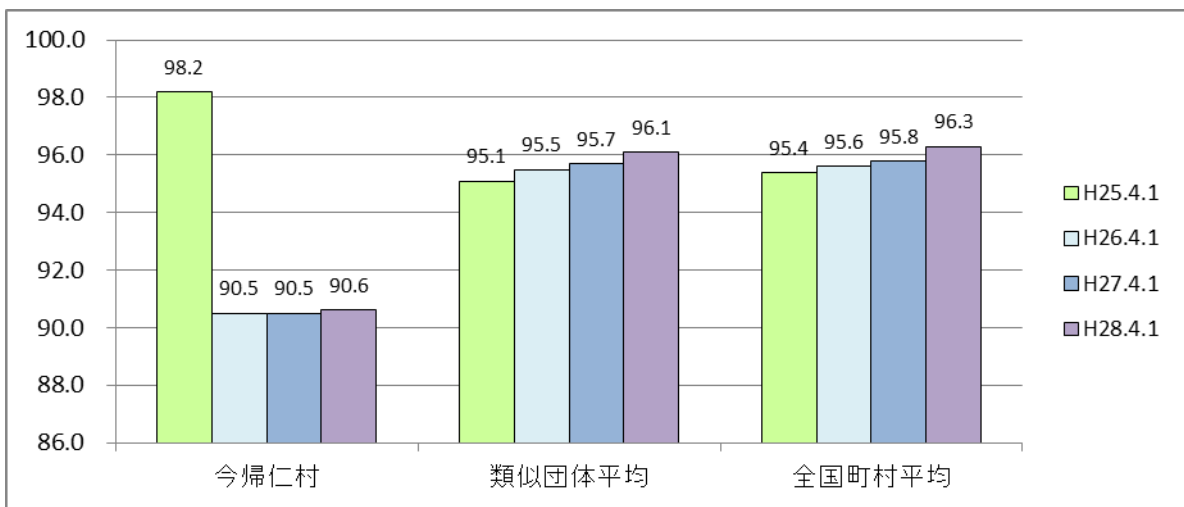
区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 9,611	千円 5,906,573	千円 270,889	千円 921,182	% 15.60	% 15.81

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 113	千円 387,464	千円 37,749	千円 144,804	千円 570,017	千円 5,044	千円 5,623

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

—

(4) 給与改定の状況

※今帰仁村は人事委員会を設置していません。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
28年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% 0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給 月数(H27)
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
28年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施 ・ —未実施—]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については据え置き、高齢層については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

③ その他の見直し内容

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
今帰仁村	42.6歳	292,900円	319,300円	319,300円
沖縄県	40.8歳	308,215円	363,572円	336,507円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.8歳	307,432円	353,054円	336,977円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
今帰仁村	51.6歳	4人	271,900円	283,400円	283,400円	—	—	—	—
うち学校給食員	44.6歳	2人	243,200円	261,100円	261,100円	調理士	44.7歳	188,400円	1.39
うち その他技能労務職	57.9歳	2人	300,700円	305,600円	305,600円				1.62
沖縄県	53.2歳	262人	351,164円	397,432円	378,787円	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円	—	—	—	—
類似団体	50.8歳	4人	303,756円	326,542円	318,047円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
今帰仁村	4,648,300円	—	—
うち学校給食員	4,391,600円	2,431,700円	1.92
うち その他技能労務職	4,903,800円	2,431,700円	1.91

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成25年～27年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		今帰仁村	沖縄県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	176,700円	176,700円
	高校卒	144,600円	144,600円	144,600円
技能労務職	高校卒	142,000円	142,000円	—
	中学卒	134,000円	134,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

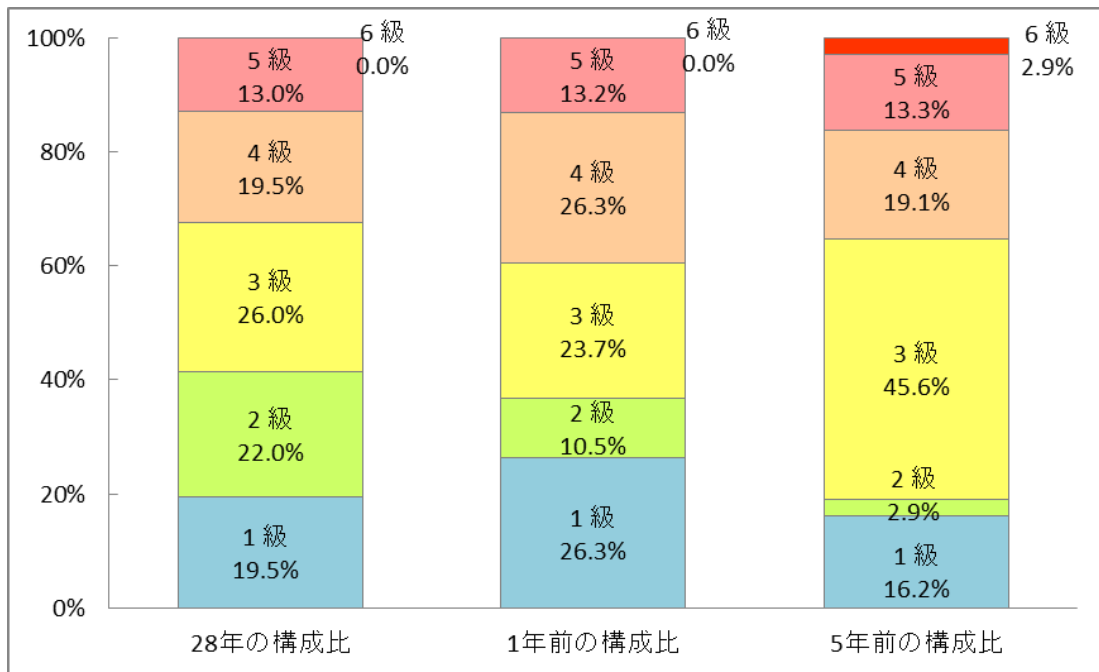
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	235,500円	324,200円	366,900円	379,000円
	高校卒	218,500円	268,900円	353,800円	374,000円
技能労務職	高校卒	193,100円	— 円	— 円	287,300円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	人	%	円	円
		15	19.5	140,100	246,100
2級	主事、技師	人	%	円	円
		17	22.0	190,200	303,000
3級	係長、主査、主任	人	%	円	円
		20	26.0	226,400	348,800
4級	課長補佐、副主幹	人	%	円	円
		15	19.5	259,900	379,800
5級	課長、局長、主幹、会計管理者	人	%	円	円
		10	13.0	286,200	391,800
6級	課長、局長、主幹、会計管理者	人	%	円	円
		0	0.0	317,000	409,000

- (注) 1 今帰仁村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにおける運用	今帰仁村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

今帰仁村	沖縄県	国
1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,300千円	1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,513千円	—
（平成27年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 （ ）月分 （ ）月分	（平成27年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分	（平成27年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.70)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5%～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	今帰仁村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

今帰仁村			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%加算） （退職時特別昇給 無）			定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%） （退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額 — 千円 19,937千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額について、支給対象職員がない場合「—」とした。

(3) 地域手当（平成28年4月1日現在） ※今帰仁村は条例・規則に定めていません。

支給実績（年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）			円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
	%	人	%	
	%	人	%	
地域手当補正後ラスパイレス指数				

（注）地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数 × （1 + 当該団体の地域手当支給率） / （1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）		906千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		34,865円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）		23.0%	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風時勤務手当	暴風警報発令時から解除されるまでの間勤務する職員	暴風警報発令時から解除されるまでの間の勤務	1時間1,000円
法定伝染患者隔離業務に従事する職員の特殊勤務手当	法定伝染病患者隔離業務に従事する職員		1回1,500円
火葬業務に従事した職員の特殊勤務手当	火葬業務に従事する職員	火葬業務	1件1,500円
変死体、漂流死体、遺骨処理等の業務に従事する職員の特殊勤務手当	変死体、漂流死体、遺骨処理等の業務に従事する職員	変死体、漂流死体、遺骨処理等の業務	1回1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	2,717千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	24千円
支給実績（平成26年度決算）	3,364千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	33千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容（国の内容）	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 ①配偶者 月額13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（16歳～22歳の子については1人につき5,000円加算）	同	—	18,156千円	245,351円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に（家賃額に応じて上限27,000円）支給	同	—	10,419千円	254,122円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 ①交通用具利用者には距離に応じて月額2,000～24,500円支給 ②交通機関利用者には運賃相当額（上限あり）支給	異	交通機関利用の支給限度額月額55,000円まで	3,067千円	53,807円
管理職手当	課長級以上の職員に月額10,000円支給	異	俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額（46,300円から146,400円までの範囲内）を支給	1,320千円	120,000円
日直手当	日直勤務を命ぜられた者で勤務1回につき4,200円支給	同	—	1,164千円	15,520円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	669,600円 ()円	(参考) 類似団体における最高／最低額 817,000円 / 378,500円
	副 市 町 村 長	571,900円 ()円	678,000円 / 471,000円
報 酬	議 長	265,500円 ()円	364,000円 / 222,000円
	副 議 長	220,000円 ()円	285,000円 / 177,000円
	議 員	204,000円 ()円	263,000円 / 143,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(27年度支給割合) 2.95月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 2.95月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 669,600×在職月数/12×500/100 571,900×在職月数/12×500/100	(1期の手当額) (支給時期) 13,392,000 任期毎 11,438,000 任期毎
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

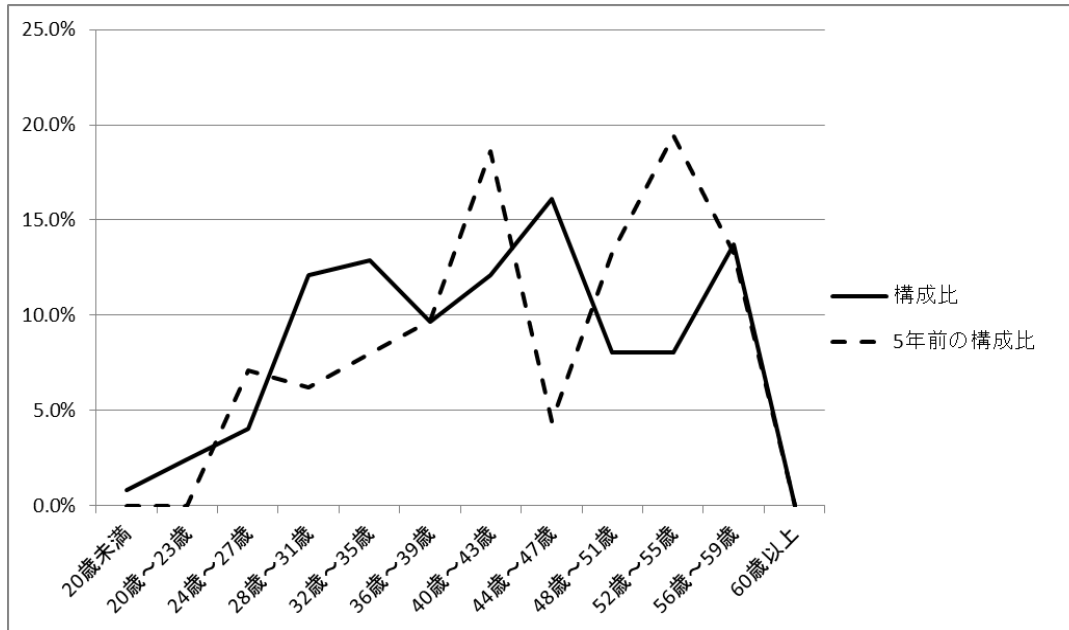
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成27年	平成28年		
普通会計 部門	一 般 行 政 部 門		92	94	2	
		計	92	94	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.80人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 126.84人)
		教 育 部 門	21	21	0	
		消 防 部 門	0	0	0	
		小 計	113	115	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 119.65人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 153.09人)
公営企業等 会計部門			9	9	0	
		小 計	9	9	0	
合 計			122 [121]	124 [122]	2 [1]	<参考> 人口1万人当たり職員数 129.01人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	5人	15人	16人	12人	15人	20人	10人	10人	17人	0人	124人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年 度						過去5年間の増減数（率）
	23年	24年	25年	26年	27年	28年	
一般行政	81	87	88	89	92	94	13(16.0%)
教育	24	23	22	22	21	21	△3(-12.5%)
消防	-	-	-	-	-	-	(%)
普通会計計	105	110	110	111	113	115	10(9.5%)
公営企業等会計計	9	9	9	9	9	9	0(%)
総合計	114	119	119	120	122	124	10(8.7%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 438,810	千円 △80,337	千円 24,502	% 5.6	% 4.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 5	千円 16,726	千円 1,839	千円 5,937	千円 24,502	千円 4,900	千円 6,190

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
今帰仁村	40.5歳	300,700円	399,642円
団体平均	44.7歳	346,797円	514,785円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

今帰仁村		市町村（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額（27年度） 1,187千円		1人当たり平均支給額（27年度） 1,300千円	
（平成27年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 （ ）月分 （ ）月分		（平成27年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 （ ）月分 （ ）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（28年4月1日現在）

今 帰 仁 村			市町村（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 （退職時特別昇給 - ）			その他の加算措置 （退職時特別昇給 - ）		
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円			1人当たり平均支給額 - 千円 19,937千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、支給対象職員がいない場合「-」とした。

ウ 地域手当（28年4月1日現在）※今帰仁村は条例・規則に定めていません。

支給実績（年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		106千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		35,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		2.60%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（27年度決算）	左記職員に対する支給単価
暴風時勤務手当	暴風警報発令時から解除されるまでの間勤務する職員	暴風警報発令時から解除されるまでの間の勤務	106千円	1時間1,000円
法定伝染患者隔離業務に従事する職員の特殊勤務手当	法定伝染病患者隔離業務に従事する職員	法定伝染患者隔離業務に従事する職員の特殊勤務手当	一千円	1回1,500円
火葬業務に従事した職員の特殊勤務手当	火葬業務に従事する職員	火葬業務	一千円	1件1,500円
変死体、漂流死体、遺骨処理等の業務に従事する職員の特殊勤務手当	変死体、漂流死体、遺骨処理等の業務に従事する職員	変死体、漂流死体、遺骨処理等の業務	一千円	1回1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	911千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	182千円
支給実績（平成26年度決算）	1,482千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	371千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容（国の内容）	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 ①配偶者 月額13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（16歳～22歳の子については1人につき5,000円加算）	同	—	798千円	266,000円
住居手当	住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に（家賃額に応じて上限27,000円）支給	同	—	0千円	0円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 ①交通用具利用者には距離に応じて月額2,000～24,500円支給 ②交通機関利用者には運賃相当額（上限あり）支給	異	交通機関利用の支給限度額月額55,000円まで	24千円	24,000円